

宮古市事業者等 省エネルギー対策 推進事業費補助金

2027年(令和9年)末までに
蛍光灯の製造・輸出入が
禁止されます！

市内事業者や商店街の省エネルギー化を推進するため、事業所内の照明機器や
商店街の街路灯をLED照明に更新する経費を補助します！

補助金額
上限額

30万円

※1事業者につき申請は1回のみ

補助率

補助対象経費の

2分の1

(1,000円未満切り捨て)

補助
対象者

市内に店舗または事業所を有し、事業を営む法人、
個人または商店街振興組合などで、公務を除く全業種

(ただし、資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
300人以下の会社及び個人を対象とする。個人の場合、農林漁業及び不動産業は対象外。)

対象経費

事業を行う事業所・店舗・工場などの照明機器および

商店街の街路灯をLED照明へ切り替える際に係る経費

(消費税を除く)

(ただし、市内事業者による施工に限る。)

※LED照明からLED照明への交換は対象外。

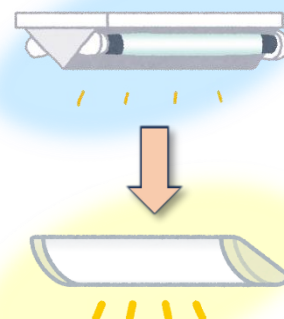
申請受付

受付期間：令和7年7月31日(木)まで

時間：午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

場所：宮古市役所2階 企業立地推進課

※窓口申請のみ受付。郵送での申請はできません。



申請書類・手続きは裏面をご確認ください。

お問い合わせ

宮古市商工労働観光部企業立地推進課(市役所2階)

電話：0193-68-9089、FAX：0193-63-9120

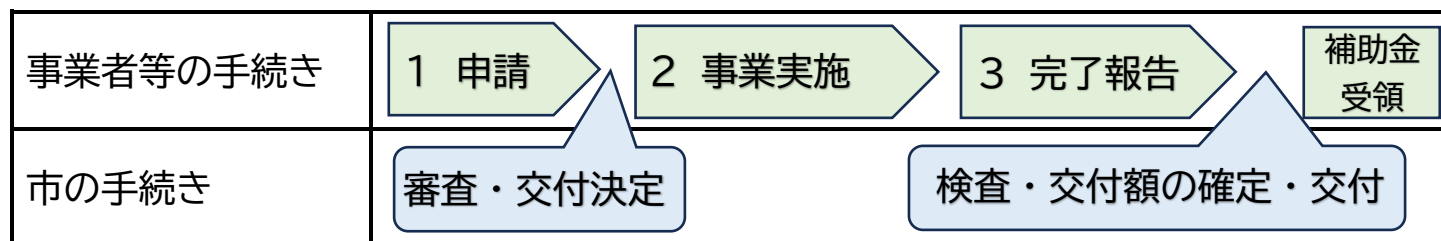
Mail：sangyo@city.miyako.iwate.jp

補助金のHPはこちら。
申請書類をダウンロードできます。



宮古市事業者等省エネルギー対策推進事業費補助金

補助金交付までの流れ



1 申請	事業（照明機器の更新）に着手する前に、必要書類を添えて申請してください。（消費税は除きます。） ※事業着手後に申請した場合は、補助対象外となります。 申請内容を審査後、市から交付決定通知を送付します。
2 事業実施	交付決定通知を受領後、対象事業を実施してください。 <u>通知を受ける前に発生した経費は補助対象外となります。</u> また、申請内容に虚偽などがあった場合や当初の申請内容と合致しない場合も補助対象外となります。 ※令和7年12月20日までに完了するようにしてください。
3 完了報告	対象事業完了後は、速やかに「実績報告書」および「補助金交付請求書」に必要書類を添えて提出してください。 報告書の内容を検査後、市より補助金を交付します。

申請に必要なもの

(1) 申請書（様式第1号）
(2) 申請額内訳書（様式第2号）
(3) 切り換え後のLED機器の仕様が分かる書類（カタログ、写真など）
(4) 見積書、明細書、契約書の写しなど（施工金額の内訳が確認できるもの）
(5) 事業着手前の現状及び既設照明機器の写真（既設照明機器の型式が確認できるもの）
(6) 登記事項証明書（商業・法人登記（法人の場合））、確定申告書、営業許可証などの写し
(7) ①申請者が事業所を所有している場合⇒登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の写し ②申請者が事業所を借用している場合⇒所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し
(8) 振込指定口座の通帳の写し
(9) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなどの写し）
(10) その他、申請にあたり市が提出を求めた書類

申請書・申請書内訳書は市企業立地推進課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。